

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	濱井稔
【住所又は本店所在地】	神奈川県川崎市宮前区宮崎4-1-485
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成31年2月20日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	JALCOホールディングス株式会社
証券コード	6625
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所ジャスダック市場

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	濱井稔
住所又は本店所在地	神奈川県川崎市宮前区宮崎4-1-485
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士高谷裕介
電話番号	03-5218-2084

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社スプラウト
住所又は本店所在地	東京都千代田区外神田二丁目4 - 4 第1電波ビル5階
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士高谷裕介
電話番号	03-5218-2084

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	濱井利佳子
住所又は本店所在地	神奈川県川崎市宮前区宮崎4-1-485
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士高谷裕介
電話番号	03-5218-2084

4【提出者（大量保有者） / 4】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	吉岡勉
住所又は本店所在地	東京都北区浮間三丁目5番15-1307号
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士高谷裕介
電話番号	03-5218-2084

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年7月31日
訂正箇所	平成30年8月17日付けで提出した変更報告書 1について、第2、2(6)、第2、3(6)、第2、4(6)、第4、1及び第4、2を以下のとおり訂正いたします。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

瀧井利佳子は瀧井稔のみなし共同保有者でありましたが、平成30年7月31日、瀧井稔が保有株式をすべて処分したことにより、同日、瀧井利佳子は、スプラウト株式会社及び吉岡勉との共同保有関係を解消しました。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者） / 3】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者） / 3】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

瀧井利佳子は瀧井稔のみなし共同保有者でありましたが、平成30年7月31日、瀧井稔が保有株式をすべて処分したことにより、同日、瀧井利佳子は、スプラウト株式会社及び吉岡勉との共同保有関係を解消しました。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者） / 4】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者） / 4】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

瀧井利佳子は瀧井稔のみなし共同保有者でありましたが、平成30年7月31日、瀧井稔が保有株式をすべて処分したことにより、同日、瀧井利佳子は、スプラウト株式会社及び吉岡勉との共同保有関係を解消しました。

（訂正前）

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- （1）株式会社スプラウト
- （2）瀧井利佳子
- （3）吉岡勉

（訂正後）

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- （1）株式会社スプラウト
- （2）吉岡勉

(訂正前)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	6,226,729		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 6,226,729	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		6,226,729
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(訂正後)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	6,116,729		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 6,116,729	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T	6,116,729
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	

（訂正前）

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（2）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成30年7月31日現在）	V	53,781,632
上記提出者の株券等保有割合（%） （T/（U+V）×100）		11.58
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）		10.81

（訂正後）

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（2）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成30年7月31日現在）	V	53,781,632
上記提出者の株券等保有割合（%） （T/（U+V）×100）		11.37
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）		10.81

（訂正前）

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（3）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（%）
株式会社スプラウト	5,216,729	9.70
濱井利佳子	110,000	0.20
吉岡勉	900,000	1.67
合計	6,226,729	11.58

（訂正後）

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（3）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（%）
株式会社スプラウト	5,216,729	9.70
吉岡勉	900,000	1.67
合計	6,116,729	11.37